

## 第5章 空家等対策の実施体制

### 1 空家等相談窓口

担当部署	内容
危機管理担当部 危機管理課	空き家等条例に関すること
環境清掃部 ごみ減量リサイクル課	管理不全な土地・建物（ごみ屋敷）に関すること
都市計画部 建築調整課	管理不全な空家に関すること

各窓口で相談を受け、必要に応じて適切な担当部署へ引き継ぎます。

### 2 取組スケジュール

「管理不全な空家やごみ屋敷等の解消」、「空家等の適正管理の促進・発生の抑制」の2つの基本的な方針に基づく取組を以下のとおり進めます。

▼必要に応じて計画見直し

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
<b>1 管理不全な空家やごみ屋敷等の解消（方針1）</b>										
<b>（1）管理不全な空家等への実効性のある対応</b>										
① 庁内関係部署、消防・警察や東京都等関係機関との連携を強化し、防災・防犯上の問題や建物倒壊などの危険性、環境・景観の悪化等の課題への総合的な取組み	← 実施 →									
② 空家等の所有者に対する周知・啓発及び条例・特措法に基づく指導等による着実な対応	← 実施 →									

③ 空家等データベースを活用した効果的な改善指導	← 実施 →
(2) 居住者のいるごみ屋敷の廃棄物撤去等「空き家等条例」による対応	
① 福祉、保健等庁内関係部署や関係機関との協力体制による問題解決に向けた取組み	← 実施 →
② 地域との連携によるごみ屋敷解消の取組み	← 実施 →
③ 空き家等条例に基づく助言・指導、勧告、命令、代執行による着実な対応	← 実施 →
<b>2 空家等の適正管理の促進・発生の抑制（方針2）</b>	
(1) 空家等対策の周知・啓発活動	
① 所有者等への空家等の適正管理や発生を防ぐための意識啓発	← 検討 → 実施 →
(2) 専門家団体等との連携により解決する取組み	
① 区内の専門家団体（法律、建築、不動産、金融等各関係団体）と連携した総合相談体制の整備	← 検討 → 実施 →
② 地域との連携による空家等対策の取組み	← 実施 →

▲必要に応じて計画見直し